

お知らせ

構造計算により法適合を確認した建築物で、 確認申請時に地盤調査報告書が未提出の場合

工事着工までに「地盤調査結果報告書（調査結果報告に必要な資料を含む）」をご提出
ください。なお、審査員による内容の確認（質疑回答も含む）が完了しなければ検査
の予約はできません。関連書類は審査三部の構造担当宛てに送付して下さい。

地盤調査結果報告書は、弊社 HP (<http://www.oosaka-trust.net/>) の以下リンク先内
にあります。（各種申請書ダウンロード→建築物 確認申請関係書類）

送付先アドレス → shinsa3@oosaka-trust.net 構造担当宛て

※ 物件番号や宛名のないもの、代理者や設計者以外から送付されたもの、上記アド
レス以外に送付されたものは確認できかねますのでご注意ください。3 営業日以内
には担当者から結果を連絡致しますが、連絡がない場合はお問い合わせ下さい。

申請用途が特殊建築物に該当する場合

確認済証の交付を受けた建築物が「特殊建築物」に該当し、各都道府県の定める階
数・規模等に当てはまる場合、特定行政庁への定期報告が必要です。

《参考：大阪府 HP》URL：

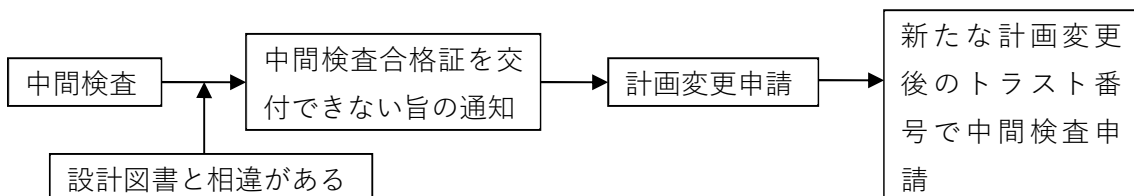
https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_anzen/teiho/teiho.html#1

確認済証交付後に設計図書の変更がある場合

検査時に計画変更および軽微な変更該当する事例があった場合、中間検査合格証や
検査済証を発行できません。建築主に対し、中間検査時は「中間検査合格証を交付でき
ない旨の通知書」、完了検査時は「検査済証を交付できない旨の通知書」を発行のうえ、
結果を行政に報告することになります。

設計図書から変更が生じた場合は、計画変更申請または軽微な変更の申請手続きを行
ってから検査を申請してください。

(例) 設計図書から仕様を変更し、中間検査前に計画変更を申請しなかった場合



※再検査となる場合は、検査申請手数料が新たに発生します。

**建築主等変更、地名地番変更、軽微変更
手続きの際に建築計画概要書の修正分も
併せてご持参願います！**

■「建築主等（建築主・代理者・工事監理者・工事施工者）変更届」の提出時

下記の特定行政庁に該当する場合は、概要書の修正分を提出願います。

- ① 奈良県、奈良市、橿原市
- ② 神戸市、姫路市、明石市
- ③ 伊丹市

※①・②は、概要書の該当ページを提出。

③は、建築主を変更する場合のみ該当ページを提出。

■「地名地番変更届」の提出時

下記の特定行政庁に該当する場合は、概要書の該当ページを提出願います。

- 奈良県、奈良市、橿原市、生駒市
- 神戸市、姫路市、明石市、伊丹市

■「軽微変更報告書」の提出時

建築計画概要書の記載事項に変更がある場合は、修正分をご提出願います。

※確認申請時に手書きで訂正した箇所の反映を忘れずをお願いいたします。

※建築計画概要書の形式（用紙サイズや片面・両面印刷など）は、確認申請時と同じものをご提出ください。

株式会社 確認検査機構トラスト